

○宮内公文書館設置規程

宮内庁訓令第4号

宮内公文書館設置規程（平成22年宮内庁訓令第4号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

宮内庁長官 羽毛田 信吾

最終改正 平成23年4月1日宮内庁訓令第3号

宮内公文書館設置規程

第1条 書陵部図書課に、宮内公文書館を置く。

第2条 宮内公文書館においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第3項第2号の政令で定める施設として、同法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定歴史公文書等に関連する調査及び研究を行うこと。

第3条 宮内公文書館に、館長を置く。

2 館長は、館務をつかさどる。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日宮内庁訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。